

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和8年4月14日(火) 衆・法務委
西村 智奈美 議員(中道)

1 問 判事補の欠員の状況について、法務大臣の
所見を問う。

- 裁判官は、我が国の司法における重要な地位や職責を担っている。司法を担う裁判所の人的体制が適切に確保されることは、法の支配の観点からも重要であると考えている。
- お尋ねの、判事補の欠員の状況については、最高裁判所による判事補の採用に関わる事項であり、司法権の独立に鑑み、法務大臣として見解を述べることは差し控えたい。
- 裁判所においては、今後とも司法における需要をも勘案しつつ、裁判官にふ



さわしい人を採用し、裁判の運営に必要な体制を確保できるように努めていくものと考えている。」

(参考1) 判事補の欠員状況等について

	定員	現在員	欠員
令和3年	897	715	182
令和4年	857	681	176
令和5年	842	676	166
令和6年	842	673	169
令和7年	842	660	182

(参考2) 令和7年4月10日第217回国会における
衆議院法務委員会附帯決議

当委員会における裁判所職員定員法改正案の審査に際しこれまでに付されてきた附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。

(参考3) 令和5年3月10日衆・法務委における階委員
に対する齋藤法務大臣の答弁

○階委員 政治家として、大臣、志願者の激減と裁判官の
判事補の欠員の増加、この因果関係についてどう捉え
ているか、教えてください。

○齋藤(健) 国務大臣 まず、お尋ねの判事補の欠員の原
因、これにつきましては、最高裁判所による司法修習の
運営ですとか判事補の採用に係る事項であり、法務省
として見解を述べるのは差し控えなくちゃいけないと
思っていますけれども、法曹を希望する人、これが激減
をしているということは、そのグラフを見ても明らか
であります。

法務省としても様々増えるような取組もやってきて
いるわけでありますが、いまだ十分になっていないと
いう現実があるということはそうなんだろうと思っ
ています。

(参考4) 平成28年3月16日衆・法務委における階委
員に対する岩城法務大臣の答弁

○岩城国務大臣 先ほどもお答えいたしましたとおり、

裁判所におきましては、この附帯決議を踏まえまして、司法における需要も勘案しつつ、裁判官にふさわしい人を採用し、裁判の運営に必要な体制を確保できるよう定員の充員に努めていくこと、そのように期待をしております。

【責任者：司法法制課 神渡課長 内線 ■■■■ 携帯 ■■■■■■■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和8年4月14日(火) 衆・法務委
西村 智奈美 議員(中道)

2問 裁判所の人的体制の強化について、法務大臣の所見を問う。

- 一般論として、司法権を担う裁判所において、事件を適正かつ迅速に処理するため、充実した人的体制が構築されることは重要と認識している。
- もっとも、裁判所の人的な体制整備の在り方については、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、まずは最高裁判所において必要な検討がされるべきものと考えている。
- 法務省としては、法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応してまいりたい。

令和8年4月14日(火)
原山 大亮 議員(維新)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

問 定員の上限を法律で定めつつ、具体的数を裁判所規則等に委任する方式への移行についての見解を、法務当局に問う。

- (委員御指摘のように、裁判官を含む) 裁判所職員について、法律では定員数の上限を定めた上で、具体的な定員数の定めを最高裁判所規則等に委任するといった立法形式を取ることは、定員の計画的、弾力的な運用や機動的な対応が可能になるといった長所も認められるところである。
- 他方で、定員数の上限を定めようとする、ある程度中長期的な事件動向を予測し、必要な人的体制の見通しを立てることが必要になるものと考えられ、そうしたことの可否について、まずは裁判所において検討がされるべきものと考えている。
- また、現行の立法形式により、都度、裁判所の人的体制の整備の必要性について、国会で御審議いただくことには意義があるとの考えもあり得るところである。
- 法務省としては、御指摘の立法形式の導入については、裁判所の判断を尊重しつつ、裁判所関連の法律を所管する立場から必要な対応をしてまいりたいと考えている。

(参考1) 平成31年3月8日 衆・法務委答弁

○ 西山政府参考人 お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、行政機関職員定員法と同様に、裁判所職員についても、法律では定員数の最高限度数を定め、具体的な定員数の定めは最高裁判所規則等に委任するといった立法形式をとるとすると、定員の計画的、弾力的な運用や機動的な

対応、これが可能になるといった長所が認められるところでは
ございます。

他方、このような立法形式を導入し、定員数の最高限度数を
定めるに当たっては、ある程度中長期的な事件動向等を予測
し、必要となる人的体制の見通しを立てることが必要になるも
のと考えられ、そうしたことの可否を含め、まずは裁判所にお
いて検討がなされるべきものと考えております。

また、事件の適正迅速な処理を図るためには、事件動向を踏
まえた人的体制の充実のほか、実務上の運用改善や手続法など
の制度改正を含めた総合的な取組が必要である、そういったこ
とから、そうした取組を踏まえた裁判所の人的体制の整備の必
要性について、裁判所職員定員法の改正案の審議に際しまして
国会で御審議いただくことにも意義があるものであると考
えております。

委員御指摘のような立法形式を導入するためには、以上申し
上げた点を含めまして、さまざまな観点から検討を行うことが
必要であると考えております。

○村田最高裁判所長官代理者 お答えを申し上げます。

委員御指摘の総定員法のような立法形式をとろうという場
合におきまして、法改正や事件動向等の中長期的な予測を行っ
て必要な人的体制の見通しを立てることが必要になるという
のは、これは今、法務省から御答弁があったとおりでございま
して、裁判所の行うその業務の量はそうした事件動向等に大き
く左右されるものでございますので、この見通し、予測という
のはなかなか、かなりの困難を伴うということはあるところで
ございます。

他方、裁判官以外の職員の定員につきましては、近年は一貫
して定員数を減少させる改正をお願いしているというような
現状もございまして、こういったところも含めまして、委員御
指摘のいわゆる総定員法という立法形式を導入する場合に、そ
の前提となります中長期的な事件動向等の予測、そして必要と
なる人的体制の見通しにつきまして、裁判所としてそういう見
通しを立てることができるのかできないのか、その可否を含め

まして、必要な検討をしてみたいというふうに考えております。

(参考2) 令和5年3月10日 衆・法務委答弁

○竹内政府参考人 お答えいたします。

裁判所職員の定員について、法律上、定員数の上限を定めた上で、具体的な定員数の定めを例えば最高裁判所規則等に委任するといった立法形式を取ることにつきましては、定員の計画的、弾力的な運用や機動的な対応が可能になるといった長所も認められるところと考えております。

他方で、御指摘のように定員数の上限を定めるといたしますと、ある程度中長期的な事件動向を予測して、必要な人的体制の見通しを立てるということが必要になるものと考えられまして、そうしたことの可否について、まずは裁判所において検討がされるべきものと考えておるところでございます。

法務省といたしましては、御指摘の立法形式の導入につきましては、裁判所の判断を尊重しつつ、裁判所関連の法律を所管する立場から必要な対応をしてみたいと考えております。

(参照条文)

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

(裁判官)

第五条 最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

2 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

3 最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

(裁判官以外の裁判所の職員に関する事項)

第六十五条の二 裁判官以外の裁判所の職員に関する事項については、この法律に定めるものの外、別に法律でこれを定める。

○行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）内閣府、デジタル庁及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千九百八十四人とする。

2 (略)

(内閣府、各省等の定員)

第二条 内閣の機関、内閣府、デジタル庁及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

○行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
(略)	(略)	(略)
法務省	55,480 人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、11,858 人は、検察庁の職員の定員とする。
(略)	(略)	(略)

○法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則を次のように定める。

（本省及び各外局別の定員）

第一条 法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	47,147 人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、11,858 人は、検察庁の職員の定員とする。
(略)	(略)	(略)